

25川監公第8号

平成25年8月12日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成24年12月10日付け24川監公第10号で公表した定期監査及び同日付24川監公第11号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松川欣起

同 奥宮京子

同 菅原進

同 宮原春夫

25川総行革第126号
平成25年6月28日

川崎市監査委員 松川 欣起 様
同 奥宮 京子 様
同 菅原 進 様
同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成24年12月10日付け24川監報第9号で提出のありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成24年度定期監査結果に対する措置状況

1 繰越調定事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

保育所運営費負担金の繰越調定事務についてみたところ、総合財務会計システム上の繰越調定額と福祉総合情報システム上の繰越額が一致していない事例があったので、債権情報を適確に把握し、繰越調定事務を適正に行われたい。

なお、同一の債権について複数のシステムで管理を行っている場合、システム間で債権情報の不一致が生じる事例がこれまでの監査においても見られていることから、定期的に両システムの債権情報を照合するなど確認作業にも留意した債権管理事務を行われたい。

[措置内容]

指摘事項につきましては、「充当内容確認書」等、帳票の確認をより一層徹底し適正な事務執行に努めます。

また、現行の福祉総合情報システムと総合財務会計システムとは連携していない部分もあることから、平成27年1月運用開始予定の新しい福祉総合情報システムの動向も踏まえ、両システムの債権管理情報を定期的に照合できる体制を構築するよう努めます。

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

2 特別利用料及び使用料を適切に収納すべきもの

[指摘の要旨]

市民ミュージアム及び岡本太郎美術館における特別利用料の収納事務について見たところ、原則として許可と同時に納付することとされているところ、市民ミュージアムにあつては許可時、岡本太郎美術館にあつては許可後に納入通知書を交付していたため、そのほとんどが許可後に納付されていた。また、市民ミュージアムにおける使用料の収納事務について見たところ、原則として前納とされているところ、その約半数が利用後に納付されていた。

特別利用料及び使用料について、適切に収納されたい。

[措置内容]

特別利用料については納入事務を改め、原則として同時納付となるよう、利用者に対し周知し、適切な徴収を行っています。

また、使用料については、規則に基づき実施すべきところ、いくつかの手續において、規則どおり手續がなされていなかったことから、改めて事務手續について職員に対し周知徹底を行いました。

(市民・こども局市民ミュージアム、市民文化室岡本太郎美術館)

3 延滞金の徴収を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

保育所運営費負担金の収納状況についてみたところ、納付遅延に伴い延滞金が発生しているものについて、福祉総合情報システムが延滞金徴収に係る事務に対応していないことなどから、その延滞金の徴収を行っていなかった。

納期限内における適正な納付及び納期限内に納付した者との公平性を確保する観点から、福祉総合情報システムの改修を行うなど条例に基づき延滞金の徴収を適正に行われたい。

[措置内容]

新システム稼動予定の平成27年1月までの間は、延滞金徴収事務執行に向けた可能性を探りながら、準備期間としていきたいと考えています。

なお、今後とも滞納債権の縮減・収納率向上に向け文書催告・電話催告・滞納処分等の取組の強化を図ります。

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

4 滞納債権の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

滞納債権の管理状況についてみたところ、次のような事例があったので必要な手続を適正に行うとともに、個々の滞納者の状況に応じた適切な管理に努められたい。

(1) 督促手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第1条により、市税外収入金について納期限内に納めない者があるときは、納期限後20日以内に期限を指定して督促しなければならないとされているところ、児童手当返還金、子

ども手当返還金及び児童扶養手当返還金について督促を年1回まとめて行っていた事例

[措置内容]

平成25年度処理分から、システムによる督促状出力と並行して、納期限後20日以内に期限を指定した督促状を作成するように事務を改善しました。

今後も、督促事務の一層の適正化に努めます。

(市民・こども局こども本部こども支援部こども家庭課)

(2) 未収金の債権管理事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

中部地域療育センターの保護者給食費負担金等の未収金について、指定管理者制度の導入に伴い南部地域療育センターが引き継ぐこととされたが、平成23年度以降、催告等の債権回収の取組が行われていなかった事例

[措置内容]

改めて中部地域療育センターの未収金について確認し、個々の滞納者の状況に応じて、催告等の必要な手続を行います。

今後は、適正な事務処理に努めます。

(市民・こども局こども本部こども家庭センター南部地域療育センター)

(3) 不納欠損処分を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

児童扶養手当返還金について債務の一部弁済による承認が行われたことにより時効が中断しているが、時効が完成したものとして不納欠損処分を行っていた事例

[措置内容]

平成25年度より、時効の起算点を誤ることのないよう、一部弁済がある債権の有無を複数人で確認するなど、チェック体制の強化を図りました。

今後は、滞納債権の管理の一層の適正化に努めます。

(市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども家庭課)

5 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、予算執行伺等の日付を遡って処理していた事例があった。予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

[措置内容]

予算執行伺、契約等の手続について、予算執行規則、契約規則等に則り適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底し、適正に予算執行伺、契約手続を行うよう改善を図りました。

今後は、適切な事務処理に努めます。

(市民・子ども局市民生活部地域安全推進課、市民文化室岡本太郎美術館、市民・子ども局子ども本部保育事業推進部保育課、保育所整備推進担当、子ども支援部子ども福祉課、子ども家庭センター南部地域療育センター、同北部地域療育センター、中原、多摩区役所子ども支援室)

[指摘の要旨]

また、相当長期間（6か月以上）にわたり遡っていたものについては、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項については、予算執行伺等の事務を適正な時期に処理できるよう、職

員の意識改善とチェック体制の強化を図り、日付を遡ることのないよう事務を改善しました。

今後も、支出事務の一層の適正化に努めます。

(市民・こども局こども本部子育て施策部子育て支援課、こども支援部こども家庭課、こども家庭センター総合支援課、同南部児童相談課、川崎、幸区役所こども支援室)

6 物品購入等の契約を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

物品等について一括発注とすべきところ、分割して起案し、所管する部署で契約していた事例があった。物品購入等の契約について適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項について、適正な執行を行うよう職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(市民・こども局こども本部こども家庭センター総合支援課、同南部児童相談課、川崎、幸、宮前、麻生区役所こども支援室)

7 企画展の開催に関する決裁を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

岡本太郎美術館において平成24年10月から開催された「小野佐世男—モガ・オン・パレード」展の開催に関する決裁をみたところ、当該決裁は開催の前月に行われていたが、企画展の開催に必要な各種委託業務については、前年度から実施されていた。

企画展の開催を決定してから各種委託業務に着手されるべきものであることから、企画展の開催に関する決裁を適切な時期に行われたい。

[措置内容]

企画展開催に関する決裁完了後、各種業務に着手することを関係職員に周知徹底するとともに、本年度から実施する企画展においては、決裁完了後に各種業務に着手しています。

今後は、適切な事務執行に努めます。

(市民・こども局市民文化室岡本太郎美術館)

8 支出方法について検討すべきもの

[指摘の要旨]

各区役所で実施している平成23年度の地域子育て支援センター業務委託に係る概算払精算書についてみたところ、精算を適正に行うための判断資料としては不十分な事例があった。また、平成24年度に業務委託料の支出方法を見直し、概算払から前金払に変更していることから、受託者から提出された積算資料について確認したところ、債権金額が確定していない可能性のある項目が含まれていた。

地域子育て支援センター業務の制度所管課を中心に当該委託料の支出方法について検討されたい。

[措置内容]

担当者会議で地域子育て支援センター業務の委託料の支出方法を検討し、更に関係部署と協議の上、本事業に必要な経費については、要綱や仕様書に基づく実施条件により、決められた予算額の範囲内で運営されるものであり、よって債務金額は債務の履行期限到来前に確定していると認められることから、平成25年度の業務委託については、前金払により執行することとしました。

今後も、本事業の実施に当たっては、仕様書、要綱、契約金額積算条件等の整合性を図り、適正な支出方法により執行します。

(市民・こども局こども本部子育て施策部子育て支援課、全区役所こども支援室)

9 負担金の精算を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

東京交響楽団のメンバーによる川崎市民コンサートに係る平成23年度の負担金の精算についてみたところ、負担金の対象となる経費が概算払された負担金を下回っていたが、その差額が精算されていなかった。負担金の精算を適正に行われない。

[措置内容]

平成23年度の負担金について改めて精算を行い、差額分については、過年度の歳入として調定し、平成24年10月に納付されました。

また、今後の再発防止策として、負担金の精算書類について、対象経費の額や精算額を確認できるよう、検査確認及び精算書の様式を改めました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(市民・こども局市民文化室)

10 補助金の交付事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

児童ファミリーグループホーム事業費補助金の申請書及び実績報告書をみたところ、職員増配置経費として補助の対象となる職員配置人数が補助額に対して少ないにもかかわらず、その確認が不十分のまま交付事務が行われたことにより、根拠書類と比べて1名分多い補助金が交付されていた。

当該1名分の補助金の交付については、勤務の実態があったことから交付金額に誤りはなかったところであるが、申請書及び実績報告書の内容を精査し、補助金の交付事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項に係る補助金については、平成24年度第3四半期分の実績報告書及び平成25年度の申請書の内容を精査し、補助金交付要綱に基づいた交付事務を行っています。

今後も、申請書及び実績報告書の内容を精査し、適正な補助金の交付事務を行います。

(市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課)

11 補助金の交付根拠を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

川崎市産後家庭支援ヘルパー派遣事業における利用者が直前に利用を中止した場合の認定事業者に対する取扱いについてみたところ、明確な定めがないことから、サービスを行った場合と同額の補助金を認定事業者に対して交付していた。

補助対象となる経費は交付要綱に規定すべき事項であることから、利用が中止された場合の補助金の取扱いについて明確にされたい。

[措置内容]

指摘事項については、平成25年2月に次年度からの当該要綱の改正を行い、利用者が直前に利用を中止した場合の補助金の取扱いについて明記し、補助金の支出対象外としました。

また、平成25年3月に、本要綱の改正について、事業者向け説明会を開催し、その周知徹底を図りました。

今後は、適正な事務に努めます。

(市民・こども局こども本部子育て施策部子育て支援課)

12 企画展の図録を適切な時期に作成すべきもの

[指摘の要旨]

岡本太郎生誕100年「人間・岡本太郎」展（前期は平成23年4月16日から7月3日まで、後期は7月7日から9月25日まで開催。）の図録制作業務をみたところ、図録の完成が7月26日となっていたため、それ以前に来館した観覧者が、その場で図録を購入することができない状況となっていた。

企画展の観覧者が来館時に図録を購入できるよう、適切な時期に作成されたい。

[措置内容]

指摘事項については、企画展開催までのスケジュールを作成し、図録等印刷物の完成すべき日を明示するなど、事務改善を行います。

今後は、観覧者に支障をきたすことがないよう事務執行に努めます。

(市民・こども局市民文化室岡本太郎美術館)

13 借受財産の管理について検討すべきもの

[指摘の要旨]

財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会は、法人本部事務室を川崎市母子福祉センターサン・ライブ内に置き、当該委託事業の他に自主事業等を行っているが、法人本部事務室部分について財産上の整理が明確となっていなかった。

施設を運営する法人が、法人固有の事務に使用する場合における財産上の整理及び費用負担の必要性について検討されたい。

[措置内容]

川崎市母子福祉センターサン・ライブと一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会本部の事務室部分における財産上の整理を行い、費用負担すべき部分を明確にしました。

今後は、適正な事務に努めます。

(市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課)

14 消防用設備の管理を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

市民ミュージアム及び岡本太郎美術館において、消防用設備保守点検委託契約により行われた平成23年度の点検の結果、不良とされた一部の消防用設備について改修が行われておらず、平成24年度の点検の結果においても不良とされていた。

市民等が来館する施設においてはその安全の確保が求められるものであり、また、展示品等の保全を図るためにも、消防用設備の不良箇所に対しては速やかに改修を行われたい。

[措置内容]

点検結果不良とされた設備のうち、更新が必要なものについて、順次交換を進めています。

今後は、適正な施設の維持・管理に努めます。

(市民・こども局市民ミュージアム、市民文化室岡本太郎美術館)

15 指定管理施設の備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

指定管理者が管理運営を行う公設民営保育所(以下「指定管理保育所」という。)の備品管理について、速やかに台帳と現物の不整合を是正されたい。なお、備品数が多く作業量が膨大となることから委託等の活用も検討されたい。

[措置内容]

指定管理保育所における備品の管理については、現在までの状況把握を確実にを行うため、現地で市の備品台帳と現物の確認作業を行います。その結果を踏まえて、平成25年度中に備品台帳と実態が一致できるよう、作業を進めます。

また、備品購入に当たっては、毎月、定期的に所定の様式で報告を受ける仕組

みをつくり、指定管理保育所に文書で周知しました。

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

16 図書カードの取扱いを適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

南部地域療育センターにおけるボランティア配布用の図書カードの取扱いについてみたところ、その払出しに際して事前に物品管理者の承認を受けておらず、ボランティアへ渡した日付や枚数についても確認できる証拠書類がないなど、不適切な取扱いが行われていた。また、当該図書カードの取扱いについては基準が設けられていたものの、その事務の引継ぎが行われていなかったことから、配布する対象者や金額については担当職員に委ねられている状態にあった。

職員により図書カードの取扱いが異なることのないよう基準について周知徹底を図り、その取扱いを適正に行われたい。

[措置内容]

ボランティア記念品取扱要領について職員に周知徹底するとともに、図書カードの払出しに際しては、物品交付請求伺書により事前に物品管理者の承認を受け、ボランティアへ渡した日付や枚数については、図書券払出調書により確認できるよう事務改善しました。

(市民・こども局こども本部こども家庭センター南部地域療育センター)

17 各種団体の会計業務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

本市職員が従事している各種団体の所有に属する現金の会計業務についてみたところ、次のような事例があったため、運用基準にのっとり当該会計業務を行われたい。

[指摘の要旨]

- (1) 運用基準第4条で現金の出納に当たっては、各種団体から交付される指示書に基づかなければならないとされているが、指示書が作成されていなかった事例

[措置内容]

運用基準について関係職員に周知し、指示書に基づいた事務を行うよう徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(市民・こども局市民文化室岡本太郎美術館)

[指摘の要旨]

- (2) 運用基準第6条で会計年度ごとに1回以上行わなければならないとされている局長による検査が行われていなかった事例

[措置内容]

運用基準に基づき、会計年度ごとに検査することとしました。

今後は、運用基準に基づき、適正な執行に努めます。

(市民・こども局市民生活部地域安全推進課、こども本部子育て施策部青少年育成課)

[指摘の要旨]

- (3) 各種団体の郵送物の発送について、市の切手及び公文書発送業務を利用していた事例

[措置内容]

指摘後は、各種団体の郵送物を送付する際には、団体で購入した切手を切手出納簿により管理して使用しています。

今後は、市の公文書と各種団体の郵送物が混在しないように留意し、適正な管理に努めます。

(市民・こども局人権・男女共同参画室)

18 預り金の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

しいのき学園で定めている「余暇活動費等預かり金取り扱い規定」によると、出納責任者は、毎月末に保管責任者と管理責任者に対して預り金の管理及び保管状況について報告することとされているが、長期間にわたりその報告が行われていない事例があった。また、保管責任者及び管理責任者に報告が行われた場合の照合方法について、支出根拠となる領収証等の確認が行われていなかった。

事故等の発生を防止する観点からも預り金の管理体制を見直し、適正に管理されたい。

[措置内容]

保管責任者及び管理責任者に対し、預り金の管理及び保管状況について、毎月末に報告を行うよう周知徹底しました。

また、保管責任者及び管理責任者の照合方法は、支出の根拠となる領収書等を添付した出納簿を必ず提出させ、係長・園長で照合を行うよう事務改善を図りました。

今後は、適正な管理に努めます。

(市民・こども局こども本部こども家庭センター総合支援課)

19 その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど

再発防止に努めるべきものがあつたので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が行われるよう周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

(1) 調定事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 非常勤職員の雇用保険料について、誤って調定したままとなっていたことにより、滞納債権となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、誤った調定金額の減額がされず、債権として残ったまま繰り越されていましたが、直ちに調定金額の修正を行いました。

今後は、適正な事務処理に努めます。

(市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課、幸区役所子ども支援室)

イ 児童養護施設等保護措置費負担金について年度区分を誤って調定していた事例

[措置内容]

財務会計システムの収入未済繰越額に誤りがありましたので、指摘後、早急に案件を確認し修正しました。

今後は、適正な事務処理に努めます。

(市民・子ども局子ども本部子ども家庭センター北部児童相談所)

(2) 寄附金の収納事務を見直すべきもの

[指摘の要旨]

収納事務を行う権限を有していないが、ふるさと応援寄附金を現金で受領していた事例

[措置内容]

指摘事項については、平成25年4月1日付けで川崎市金銭会計規則の改正を行い、市民・こども局こども本部こども企画課に金銭出納員を設置し、寄附金の収納事務を行うこととしました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(市民・こども局こども本部子育て施策部こども企画課)

(3) 領収書の取扱いを適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

領収書の首標金額を訂正していた事例

[措置内容]

指摘事項については、「書損」の表示をして原符と併せて保存しました。

今後は、適正な事務処理に努めます。

(高津区役所こども支援室)

(4) 督促を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

未納の市施設のロケ使用料について督促状を発していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、督促状を送付し、納付がされたことを確認しました。

また、歳入事務を担当する職員を対象として、債権管理の上で注意すべき事項について再確認しました。

今後は、川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例を遵守するとともに、適切な滞納債権の管理を行います。

(市民・こども局市民文化室)

(5) 折衝経過の記録を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

未納の保育所完全給食自己負担金について、折衝経過の記録が残されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、折衝経過の記録を残すよう改善しました。また、例月の督促・催告が実施できない滞納者に対して、督促・催告をした結果、17件の納入が確認できました。引き続き催告を行うなど、適切な債権管理に努めます。

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

(6) 不納欠損処分を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

時効により消滅した大山街道ふるさと館の使用料について、不納欠損処分を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、平成24年度末をもって、不納欠損処分を行いました。また、再発防止のため、平成25年1月に、歳入事務を担当する職員に対し、滞納債権ガイドラインをもとに、債権管理の上で注意すべき事項について再確認を行いました。

今後は、適切な滞納債権の管理を行います。

(市民・こども局市民文化室)

(7) 支払期限内に支出すべきもの

[指摘の要旨]

対価の支払時期を書面により明らかにしていない契約について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき相手方の支払請求日から15日以内に支払をしていなかった事例

[措置内容]

関係職員に対し、適正な支出事務を行うよう文書にて周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課、保育所整備推進担当、全区役所こども支援室)

(8) 出張旅費を支給すべきもの

[指摘の要旨]

園児を医療機関に受診させ交通機関を利用して帰園した際に旅費を支給していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、出張旅費の支給を行うとともに、関係職員に対して周知徹底しました。

今後は、服務規程にのっとり適正な出張旅費の管理に努めます。

(幸、高津、宮前区役所こども支援室)

(9) 定期刊行物の年間購読を検討すべきもの

[指摘の要旨]

定期刊行物について、安価に購入できる年間購読としていなかった事例

[措置内容]

定期購読が可能な刊行物については、平成25年度から年間購読を行うことにより、経費の節減を図ります。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(市民・こども局市民ミュージアム、市民文化室岡本太郎美術館)

(10) 契約書等の作成を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 契約書又は請書に仕様書が添付されていなかった事例

[措置内容]

指摘を受けた委託契約につきましては、契約書及び請書に添付する仕様書等の取扱いが適正となるよう改善を図りました。

また、指摘を受けた委託契約以外でも、今後同様の事例が発生しないよう、職員全体に周知しました。

(市民・こども局市民スポーツ室)

[指摘の要旨]

イ 保守業務を含む賃貸借契約について、契約書に保守業務に係る記載がされていなかった事例

[措置内容]

今後同様のリース契約が発生した場合は、契約の当事者間の合意事項を明確にし、契約内容の確実な履行を確保するためにも契約書の作成を適切に行います。

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

(11) 納品書を適正に保管すべきもの

[指摘の要旨]

購入した物品の納品書の多くを保管していなかった事例

[措置内容]

納品書の適正な保管について、職員に対して周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に務めます。

(市民・こども局市民ミュージアム)

(12) 委託契約に係る履行を適正に確認すべきもの

[指摘の要旨]

ア 住居表示維持管理業務委託について街区表示板等の取付け前後の写真が一部しか提出されていなかった事例

[措置内容]

平成24年度委託においては、受託者に対して遺漏なく取付け前後の写真提出を指示し、完了検査において、全件の写真が提出されていることを確認しました。

今後締結する同様の委託契約についても、適切な指示と確認を行います。

(市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課)

[指摘の要旨]

イ 証明書発行システム用端末等の賃貸借及び保守に関する契約について、定期的な保守点検に係る報告書が提出されていなかった事例

[措置内容]

今後同様の契約について、債務内容を適切に履行させることに努めます。

(市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課)

[指摘の要旨]

ウ 川崎市北部地域療育センター通園バス運行業務委託契約について、履行に

係る報告が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘後は、業者からの委託料請求書と合わせ委託業務完了届の提出を受け、適正に検査確認手続を行うことにより改善を図りました。

今後は、適正な業務委託契約の執行管理に努めます。

(市民・こども局こども本部こども家庭センター北部地域療育センター)

(13) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 不用処分を行っていなかったことにより、廃棄した備品が出納簿に登載されていた事例

[措置内容]

指摘の備品については、不用品入力を行い出納簿への登載を取り消しました。

今後は、廃棄がなされ次第、速やかに不用品登録を行い、適正な管理に努めます。

(市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課、市民文化室、市民ミュージアム、こども本部子育て施策部こども企画課、こども家庭センター総合支援課、同中部児童相談所、同北部地域療育センター、川崎、宮前、麻生区役所こども支援室)

[指摘の要旨]

イ 所在不明となっていた事例

[措置内容]

指摘の備品については、適正に不用品入力を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(市民・こども局市民生活部庶務課、市民スポーツ室、市民ミュージアム)

[指摘の要旨]

ウ 保管換えの行われていなかった事例

[措置内容]

指摘の備品については、適正に保管換えの手続を行いました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(市民・こども局市民生活部庶務課、区政推進部戸籍住民サービス課、シテイセールス・広報室、市民スポーツ室、こども本部こども支援部こども福祉課、こども家庭センター中部児童相談所)

[指摘の要旨]

エ 備品票が貼付されていなかった事例

[措置内容]

指摘の備品については、速やかに備品票を貼付しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(市民・こども局市民生活部地域安全推進課、区政推進部戸籍住民サービス課、市民ミュージアム、市民文化室岡本太郎美術館)

[指摘の要旨]

オ 使用者及び使用区分の決定がされていなかった事例

[措置内容]

指摘の備品については、適正に使用者及び使用区分を決定しました。また、指定管理者等に係る備品については、指定管理者等への受渡状況や現状を確

認し、処理を進めております。

今後は、備品調達を行った時点で、速やかに入力処理を行い適正な事務執行に努めます。

(市民・子ども局市民生活部地域安全推進課、シティセールス・広報室、市民文化室、子ども本部子育て施策部子ども企画課、同子育て支援課、子ども支援部子ども福祉課、子ども家庭センター総合支援課、同中部児童相談所、同北部地域療育センター、川崎、幸区役所子ども支援室)

[指摘の要旨]

カ 備品の使用者が変更されていなかった事例

[措置内容]

指摘の備品については、速やかに使用者の変更処理を行いました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(市民・子ども局市民生活部庶務課、市民スポーツ室、子ども本部子ども家庭センター中部児童相談所)

[指摘の要旨]

キ 寄附された備品について備品登録がされていなかった事例

[措置内容]

指摘の備品については、適正に備品登録手続を行いました。

今後は、寄付を受け次第、速やかに登録手続を行うよう適正な管理に努めます。

(市民・子ども局市民生活部庶務課)

[指摘の要旨]

ク 廃棄予定の備品が使用中とされていた事例

[措置内容]

指摘の備品については、適正に物品返納処理を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(市民・こども局市民生活部庶務課)

[指摘の要旨]

ケ 出納簿への登録手続が漏れていた事例

[措置内容]

指摘の備品については、適正に登録手続を行いました。

今後は、取得後速やかに登録手続を行い、適正な処理に努めます。

(市民・こども局シティセールス・広報室)

(14) 消耗品の出納管理事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 切手及び薬品について、総合財務会計システムによる管理がされていなかった事例

[措置内容]

指摘後、直ちに物品交付請求手続を行い、適正な数値による修正入力処理を行いました。

また、今回の指摘を受け、切手のシステムにおける出納事務を確実に処理するよう関係職員で再確認し、適正に実施しました。

今後も、消耗品の出納管理事務の一層の適正化に努めます。

(市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課、こども本部こども家庭センター総合支援課、同北部地域療育センター)

[指摘の要旨]

イ 印紙、切手及び共通利用券について、物品交付請求手続を行っていなかったことなどにより、出納簿と現存数が一致しなかった事例

[措置内容]

指摘後、速やかに調査し、物品交付請求手続を行ったうえで、出納簿と残数を一致させるよう改善しました。また、月初めに出入簿と残数の確認をすることや、物品交付請求手続に漏れがないか確認するよう改めました。

今後は、適正な事務処理に努めます。

(市民・子ども局市民生活部市民協働推進課、市民文化室、市民ミュージアム、市民文化室岡本太郎美術館、子ども本部子ども支援部子ども福祉課、同子ども家庭課、子ども家庭センター総合支援課、同北部児童相談所、同南部地域療育センター)

(15) 会計職員の任命手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

金銭出納員又は物品出納員を任命していなかった事例

[措置内容]

指摘後、直ちに会計職員の任命処理を行い、平成25年度につきましても適正に任命を行いました。

今後も、事務の一層の適正化に努めます。

(市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども家庭課、子ども家庭センター総合支援課、同中部児童相談所、同北部児童相談所、同北部地域療育センター)